2.　If this Agreement is terminated in accordance with paragraph 1 of this Article, rights regarding entitlement to and payment of benefits acquired under this Agreement shall be retained.

In witness whereof, the undersigned, being duly authorized by their respective Governments, have signed this Agreement.

Done at Berne on October 22, 2010 in duplicate in the English language.

For Japan:　　For the Swiss Confederation:

小松一郎　　Y Rossier

省　令

○厚生労働省令第百四十四号

特定Ｂ型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法（平成二十三年法律第百二十六号）第二条第一項及び第二項の規定に基づき、特定Ｂ型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法施行規則を次のように定める。

平成二十三年十二月十六日　　厚生労働大臣　小宮山洋子

特定Ｂ型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法施行規則

（予防接種又はツベルクリン反応検査を行った者）

第一条　特定Ｂ型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法（以下「法」という。）第二条第一項に規定する厚生労働省令で定める者は、次の各号に掲げるものとする。

一　地方自治法等の一部を改正する法律（昭和三十九年法律第百六十九号。以下この号及び次号において「昭和三十九年地方自治法改正法」という。）第十一条の規定による改正前の予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）第五条の規定及び昭和三十九年地方自治法改正法第十二条の規定による改正前の廃止前結核予防法（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律（平成十八年法律第百六号）附則第二条の規定により廃止された廃止前の結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）をいう。次号及び第三号並びに次条において同じ。）第四条第三項の規定に基づき、東京都の区の存する区域において、予防接種又はツベルクリン反応検査を行った保健所長

二　昭和三十九年地方自治法改正法第十一条の規定による改正後の予防接種法第五条及び昭和三十九年地方自治法改正法第十二条の規定による改正後の廃止前結核予防法第四条第三項の規定に基づき、昭和六十三年一月二十七日までの間、東京都の区の存する区域において、予防接種又はツベルクリン反応検査を行った特別区の区長

三　廃止前結核予防法第四条第一項の規定に基づき、昭和六十三年一月二十七日までの間、定期の健康診断を行った学校の長

（予防接種又はツベルクリン反応検査が実施された日において施行されていた法律）

第二条　法第二条第一項に規定する厚生労働省令で定める法律は、予防接種法及び廃止前結核予防法とする。

（医療機器）

第三条　法第二条第一項に規定する厚生労働省令で定める医療機器は、種痘針、乱刺針及び多圧針とする。

（持続感染の状態）

第四条　法第二条第二項に規定する厚生労働省令で定める状態は、次の各号のいずれかの場合に該当する状態とする。

一　六月以上の間隔をおいて二回の血液学的検査を行った結果、いずれの検査結果においてもＨＢｓ抗原陽性、ＨＢＶ－ＤＮＡ陽性、ＨＢｅ抗原陽性のいずれかに該当すると認められる場合（当該二回の血液学的検査の間隔が相当程度長い場合又は当該二回の血液学的検査の間にＢ型肝炎ウイルスが持続的に生体内に存在していないことを疑わせる検査結果がある等の特段の事情がある場合を除く。）

二　血液学的検査の結果、ＨＢｃ抗体陽性（高力価に限る。）に該当すると認められる場合

三　前二号に掲げる場合のほか、一般に認められている医学的知見に基づきＢ型肝炎ウイルスが持続的に生体内に存在する状態であると認められる場合

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○厚生労働省令第百四十五号

特定Ｂ型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法（平成二十三年法律第百二十六号）第二十七条第二項の規定に基づき、社会保険診療報酬支払基金の特定Ｂ型肝炎ウイルス感染者給付金等支給関係業務に係る業務方法書に記載すべき事項を定める省令を次のように定める。

平成二十三年十二月十六日　　厚生労働大臣　小宮山洋子

社会保険診療報酬支払基金の特定Ｂ型肝炎ウイルス感染者給付金等支給関係業務に係る業務方法書に記載すべき事項を定める省令

特定Ｂ型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法（以下「法」という。）第二十七条第二項の業務方法書に記載すべき事項は、次に掲げるものとする。

一　法第二十六条第一項第一号に規定する特定Ｂ型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する事項

二　その他社会保険診療報酬支払基金の特定Ｂ型肝炎ウイルス感染者給付金等支給関係業務（法第二十六条第二項に規定する特定Ｂ型肝炎ウイルス感染者給付金等支給関係業務をいう。）に関し必要な事項

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○厚生労働省令第百四十六号

特定Ｂ型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法（平成二十三年法律第百二十六号）第三十条第二項及び第三項並びに第四十一条の規定に基づき、社会保険診療報酬支払基金の特定Ｂ型肝炎ウイルス感染者給付金等支給関係業務に係る財務及び会計に関する省令を次のように定める。

平成二十三年十二月十六日　　厚生労働大臣　小宮山洋子